



～後瀬山と小浜湾との間に広がる町並み～ 小浜西組  
重要伝統的建造物群保存地区のあらまし



平成21年3月 小浜市

## はじめに

小浜湾周辺には中世から近世にかけて整備された城下町が現在もよく残されています。

平成20年6月9日に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された小浜西組地区は、若狭湾沿いに展開する町並みで、地区南東には国史跡の中世若狭守護の城郭・後瀬山城跡もあります。地区の町並みは、丹後街道を中心に成立した商家町や茶屋町その他、山麓に配置された寺社群で構成されています。

今回、保存地区の町並みを維持し、より良いまちづくりを進めるために、地区住民の皆さんをはじめ、建築に携わる方の説明書として小冊子にまとめました。

この小冊子が地域の皆さんのまちづくりの手助けとなるものと願っております。

平成21年3月 小浜市

## 【目次】

◆はじめに	・・・ 1
◆目次	・・・ 1
◆ことばの解説	・・・ 2
◆町家・土蔵の修理基準	・・・ 3～4
◆町家の修景基準	・・・ 5
◆建築物等の許可基準	・・・ 5
◆保存地区内の手続き	・・・ 6
◆保存地区の範囲	・・・ 7

## ●ことばの解説 町並みに関する用語

### 《制度に関する用語》

#### 重要伝統的建造物群保存地区（じゅうようでんとうてきけんぞうぶつぐんほぞんちく）

市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部または一部で、その価値が特に高いものとして、文部科学大臣が重要伝統的建造物群保存地区として選定する地区。「重伝建地区」と略することが多い。小浜西組は、商家町、茶屋町といった町の種別になる。

**伝統的建造物（でんとうてきけんぞうぶつ）** 保存地区内で伝統的建造物群を構成している建築物とその他の工作物で構成され、保存計画により特定される。

**町並み（まちなみ）** 一般的には、街路を中心に見た市街地の形状をいう。「街並み」などの言葉を使う場合もあるが、歴史的・伝統的な建物が集積する狭義の意味合いから文化財分野では「町並み」とする。

**町家（まちや）** 基本的には道に面し、隣家と軒を接し、職住兼用住居であるものをいう。日本の集中居住のための知恵の結晶である。その住まい方も併せて現代の都市居住に対しても示唆に富む。「町屋」とも書く。

**復原（ふくげん）** 建造物の当初の状態へ戻すこと。町並みに関する用語として「復原」とする。

**修理（しゅうり）** 伝統的建造物として特定された建造物を、復原・現状維持のために行われる工事。

**修景（しゅうけい）** 伝統的建造物として特定された建築物以外の建物を、周囲の景観に合わせた形で実施される工事。

**許可（きょか）** 小浜西組地区内で外観を変える場合、事前に小浜市の許可が必要となります。この許可制度により、小浜西組の景観を維持する。

### 《外観に関する用語》

**平入り（ひらいり）** 棟と直角（平側）に入口があること。対義語→妻入り（つまいり）

**妻入り（つまいり）** 棟と平行（妻側）に入口があること。対義語→平入り（ひらいり）

**軒高（のきだか）** 地盤面から垂木（たるき）を支える横架材（桁・梁など）までの高さ。

**勾配（こうばい）** 屋根等の傾斜の度合い。4寸勾配の場合は右下図となる。

**起り屋根（むくりやね）** 上側に盛り上がるように湾曲する屋根のこと。

対義語→反り屋根（そりやね）

**下屋（げや）** 本屋から差しかけた片流れの小屋根。庇（ひさし）。

**出桁（だしげた）** 梁や腕木を突出し、側柱面より前に桁を出した構造のもの。出梁（だしばり）ともいう。

**鳥龕（とりぶすま）** 棟の上部にあり、前方に長く突き出す瓦。小浜西組には波頭が立ったものがある。

**オダレ（おだれ）** 1階庇の出桁の下にある下がり板壁。正面開口部の雨・風・日除けとして使われている。

**袖壁（そでかべ）** 出桁造りの町家等で、建物2階正面の両側に設けられる小壁。構造上の役割、目隠し、看板、防火などの役割を果たす。

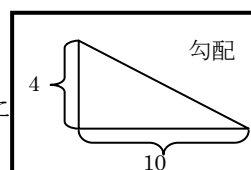
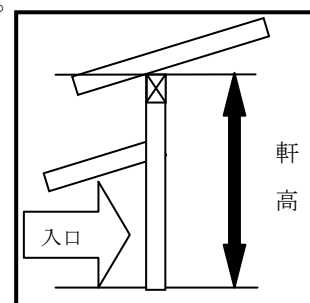
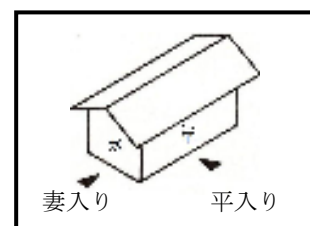
**海鼠壁（なまこかべ）** 土蔵の腰壁に見られる仕上げ。方形の平瓦を張り、平瓦の間に漆喰を盛り上げ、その断面を海鼠形（半円形）にしたもの。方形の平瓦は雨水が切りやすいように斜めに配置する。

**漆喰（しっくい）** 石灰に粘土などを混ぜて練ったもの。建物の壁の仕上げに使われる。

**ベンガラ（べんがら）** 酸化鉄の赤色塗料。墨汁と混ぜて伝統的な色合いを生み出して塗装する。

**虫籠窓（むしこまど）** 土塗りの豎子（ずし）を並べた窓。角材を芯にして縄を巻付け、土を塗り、漆喰で仕上げる。虫窓、蒸子窓とも書く。

**ガッター（がったり）** 小浜に伝わる揚見世（床几）のこと。



# 1. 町家・土蔵等の修理基準

地区内の**伝統的建造物**（おおよそ昭和30年以前の建物で、小浜の伝統的な様式を残しており、維持することに同意した建物）は、主に外観および構造を維持するための修理を行います。老朽化のための補強、生活のために改造された伝統的建造物は、その経緯を検討した上で修理し、古写真・聴き取り等も考慮しながらできる限り元の状態に復原します。

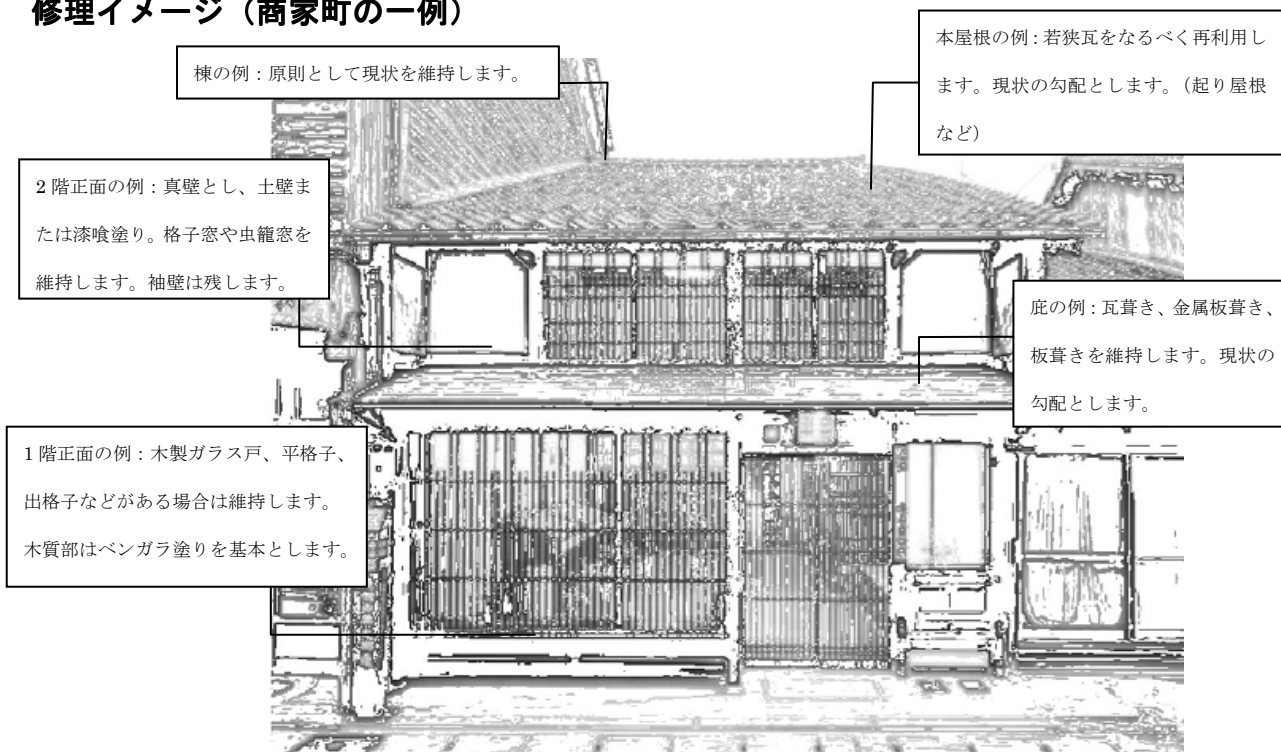
修理にあたっては、工事費用の一部補助を受けることができます。

ただし、建物の中には現代の生活様式に合わせて自由に計画できます。

## 建築物の部位別修理の考え方

部位	現状	修理の考え方	部位	現状	修理の考え方
本屋根	トタン葺き	瓦葺きとし、基本的には若狭瓦を再利用します。	出入口	アルミサッシ戸	原則として木製ガラス戸とします。
	瓦葺き			木製ガラス戸	
庇屋根	板葺き	瓦葺き、金属板葺き、板葺きとします。	開口部	アルミサッシ	原則として木製格子、木製ガラス戸、障子、虫籠窓とします。
	トタン葺き			木製ガラス戸	
	瓦葺き			虫籠窓	
外壁	トタン張り	板張り壁、土壁、漆喰壁とします。 2階正面の袖壁は残します。	増築・改造部分	障子	原則として撤去します。
	板張り壁			新建材の下屋	
	土壁		洋風の玄関		
	漆喰壁				

## 修理イメージ（商家町の一例）



構造：原則として、木造平入りで伝統構法とし、2階正面両端に袖壁（防火壁）を設けます。

軒下：垂木を見せませす。腕木、出桁で軒の出を深くします。

建築設備：外部から望見できる位置は避けます。やむを得ない場合は囲いや設備の色調を目立たないようにします。

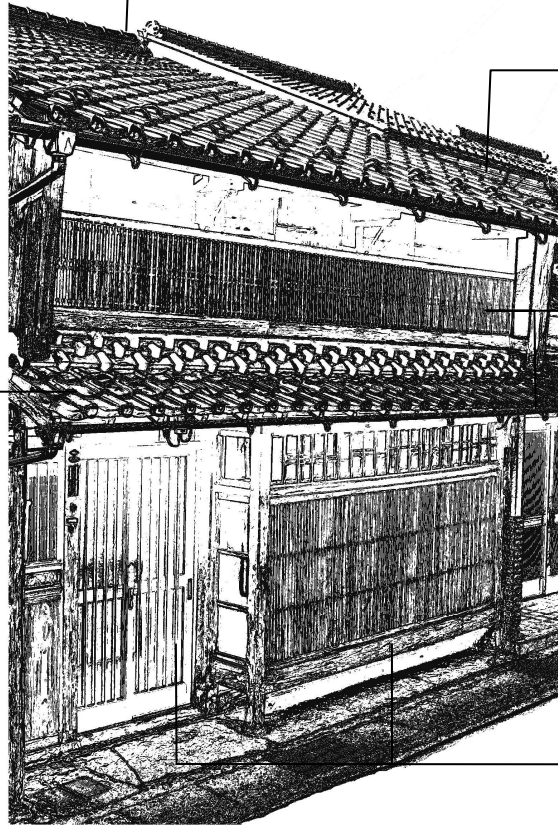
色調：伝統的な色調（地域に伝わる色調）を活かしたものとします。

## 修理イメージ（茶屋町の一例）

棟の例：原則として現状を維持します。

本屋根の例：若狭瓦をなるべく再利用します。現状の勾配とします。

庇の例：瓦葺き、金属板葺き、板葺きを維持します。基本は現状の勾配とします。



2階正面の例：縁、手摺、雨戸などを維持します。出窓がある場合は、出窓を維持し、出窓を支える束などもそのまま維持します。木質部はベンガラ塗りを基本とします。袖壁は残します。

1階正面の例：木製ガラス戸・平格子、出格子、腰板張りなどがある場合は維持します。木質部はベンガラ塗りを基本とします。

構造・軒下・建築設備・色調：3ページの「修理イメージ（商家町の一例）」に同じ。

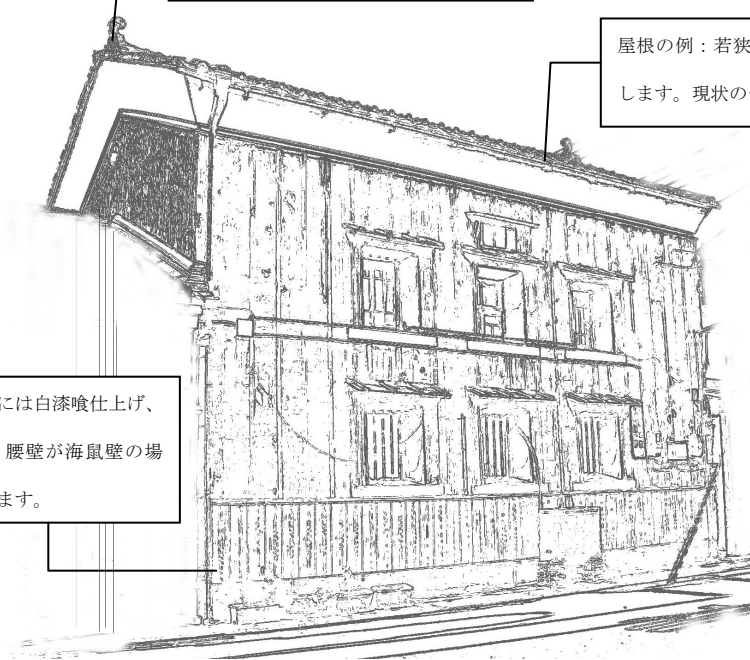
## 修理イメージ（土蔵の一例）

棟の例：原則として現状を維持します。

鬼瓦は立浪型鳥喰付きのものとします。

屋根の例：若狭瓦をなるべく再利用します。現状の勾配とします。

外壁の例：基本的には白漆喰仕上げ、板張りとなります。腰壁が海鼠壁の場合、それを維持します。



構造：原則として、木造で伝統構法とします。

建築設備：住居で設備を付ける場合は、外部から望見できる位置は避けます。やむを得ない場合は囲いや設備の色調を目立たないようにします。

色調：伝統的な色調（地域に伝わる色調）を活かしたものとします。

## 2. 町家の修景基準



地区内の**伝統的建造物以外の建築物**は、伝統的な景観にふさわしい外観として整えていく必要があります。伝統的建造物以外の建築物を下記の修景基準にそって、新築、増築、修繕などをする場合は外から望見できる範囲に対して、工事費用の一部補助を受けることができます。

伝統的建築物以外の建築物とは、

1. 昭和 30 年以前の建物で伝統的建造物として同意していない建物
2. 昭和 31 年以降の建物
3. これから新築する建物

【修景基準の対象とならない場合】

- ❖ 新築修景で前面軒高 18 尺（約 5.45m）を越えた場合
- ❖ 道路から後退させて、新築修景をした場合
- ❖ 道路から後退している現存の建物の場合

部位	修景の考え方	部位	修景の考え方
本屋根	原則として平入りで、瓦葺きとし、若狭瓦の再利用もしくは日本瓦（色合いはいぶし）とします。 勾配は約 4 寸～4 寸 5 分とします。	軒高	2 階建てまでとします。 新築の場合、前面軒高は 18 尺（約 5.45m）以内とします。現在建っている 18 尺（約 5.45m）を越える平入りの建築物も修景の対象とします。
庇屋根	瓦葺き、金属板葺き、板葺きとします。 金属板の場合はこげ茶または銅系の色とします。 勾配は約 3 寸～4 寸とします。	出入口・開口部	出入口は原則として引き戸とします。 開口部はなるべく修理基準を参考に伝統的な様式を取り入れます。 （建築基準法の範囲内で） <b>格子窓、虫籠窓、大戸、すり揚げ戸等</b>
外壁	板張り壁、土壁、漆喰壁とします。 板張り壁の場合は焼板もしくは茶系の色（ベンガラ塗り）を施します。 土壁の場合は黄土（クリーム）系または灰ねずみ（グレー）系の色とします。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">黄土系</div>  <p>例 10YR7.5/6 2.5Y8/4</p> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">灰ねずみ系</div>  <p>例 N6 N6.5 N6.7 N5.5</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;">建築での色の基準値です</div>	建具・柱間など	なるべく修理基準を参考に伝統的な様式を取り入れます。 （建築基準法の範囲内で） <b>平格子、出格子、木製ガラス戸、すり揚げ戸、ガツタリ、オダレ等</b> 雨樋は、建築物全体の外観・周囲と調和させ、茶系の色とします。
	道路に面する 2 階正面には袖壁を設置します。		

## 3. 建築物等の許可基準

地区内の**伝統的建造物以外の建築物**で、建築物の修繕、改築、模様替えおよび色彩の変更、増築、移築、新築など現状変更をする場合は、許可基準にしたがって、事前に市の許可を得る必要があります。

＜許可基準とは、保存地区内で基本的に守っていくべきルールです＞

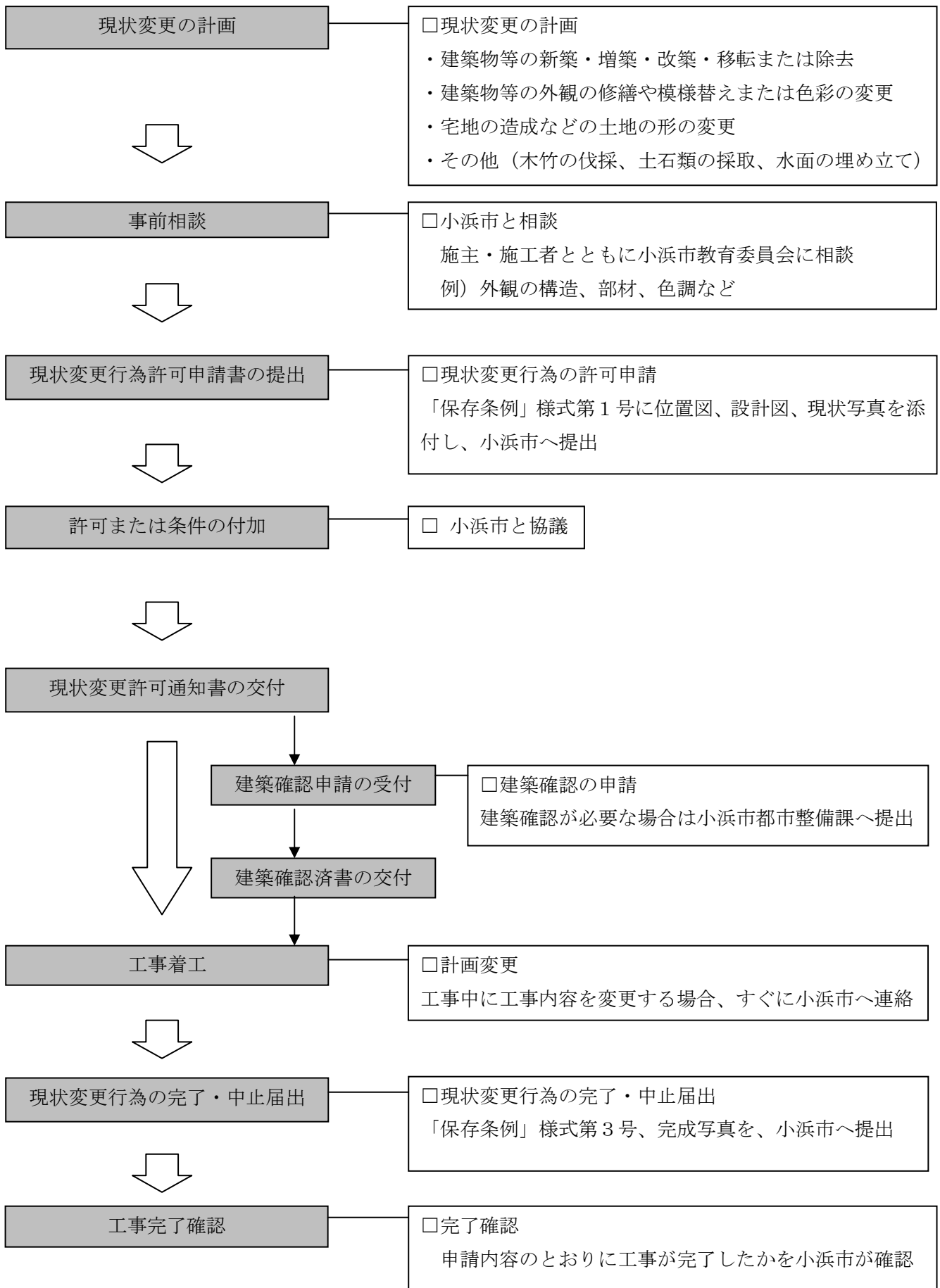
原則として木造で、本屋根は瓦葺きとします。周囲と違和感のない和風の建築物とします。

3 階建ての場合は道路から見えない位置とします。

駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして伝統的な町並みの壁面線と調和させます。

保存地区内の手続き(現状変更行為許可申請の流れ)

※保存地区内の全ての建物は、その現況を変更する時に、あらかじめ市役所の許可を得る必要があります。



# 小浜西組傳統的建造物群保存地区



传统的建造物群保存地区

字界